

今後の検討の方向性

前回の総合部会において、推進委員会として本質的な課題として速やかに取り組むべきものとそうでないものに整理すべきとの指摘があったところ。このような御指摘も踏まえ、報告書（案）のとりまとめにあたり、以下のとおりの整理を行った。

1. 本質的な課題として速やかに取り組むべきもの

< 検討の方向性 >

- 1) 現状について、民間事業者側からは、本来 P F I は官民が対等な関係を構築し、民間事業者が P F I 事業に取り組みやすい環境の整備がなされるべきものであるが、個々の事業の実際の進捗の状況を見ると、官民が対等な立場とは言い難い状況にあるとの認識が示されており、このため、制度改善、意識改革を行うとともに、ガイドラインの改定等についての現場への浸透を行うべきものとしている。

一方、公共施設等の管理者等からも、入札プロセス、運営段階、要求水準等事業のプロセスにかかわる課題が示されているところである。

このような状況を踏まえると、P F I の本質である官民の対等なパートナーシップを構築するための阻害要因の除去、環境の整備が最も焦眉の急を要すると考えられる。

- 2) そこで、具体的な事業のプロセスにおける課題である 要求水準の明確化、標準契約化の推進、リスクマネジメント等についての考え方の整理、より透明性が高く民間の創意工夫が生かせる入札プロセスの実施、運営段階における課題の対応については、P F I を取り巻く閉塞的な状況を打破する本質的な課題として速やかに取り組むべきものと考えられる。また、これらの課題は相互に密接に関連しており、この点からも一括して整理し、具体的な対応等について示していく必要があると考えられる。

- 3) PFI法制定後、創設、導入された指定管理者制度、市場化テストについては、そのノウハウの共有、活用等について、その必要性が強く指摘されているところである。また、PFIと指定管理者制度のように実際に併用されているものもあり、現場からは、これらについての実務上の課題が提起されている。官民連携手法が、その本来の効用を発揮し、「官から民へ」の動きを更に促進していくためにも、これらの課題に早急に対応していくことが求められる。
- 4) さらに、現下の政策課題への対応についても、例えば地球環境温暖化防止対策等、来年度が京都議定書に規定された第一約束期間の初年度であることを鑑みると、PFIにおける具体的な対応策について早急に示していく必要があると考えられる。また、税制や国庫補助金等の制度がPFI導入の阻害要因とならないよう、イコルフットィングの確保に向けて不断の努力が必要である。

< 個別項目にかかわる具体的な対応策 >

1) 要求水準の明確化

要求水準書策定前の段階での明確なコンセプト形成の必要性

発注者ニーズの検討状況を「事業コンセプト書」(仮称)として書面にとりまとめ、評価項目や評価内容との整合性をチェックする等の手続きを要求水準書の作成を行う前に行うことを「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」等に位置付ける(別添-1)。

要求水準書の具体化、明確化、精緻化の必要性

モニタリングを行う際のサービス仕様書(別添-5)の内容と平仄をとりつつ、要求水準書の標準化をはかる。

なお、標準化をはかる際には、廃棄物処理施設等のプラント型、病院等の運営重視型等提供されるサービスの類型ごとに整理していくこととする。

コストと要求水準書の内容(サービスの質)との関係を明確化する必要性

コストと要求水準の内容を整合性のとれたものとするには、

要求水準の内容をまとめた上でP S C、P F I - L C Cを積み上げ、要求水準に即した予定価格を設定する（別添 - 1）

可能な限り要求水準の明確化を図った上で、上限拘束性のない参考価格を提示する、または、予定価格の算定根拠を示す等が、具体的な対応策として提示されたところである。これらの選択肢を検討し、（現行制度の枠組みの中で）可能なものから実施する。

なお、この際、予定価格について、P S C、P F I - L C Cいずれの数値を使用すべきかについての考え方を統一し公表する。

2) 標準契約化の推進

要求水準の標準化等の作業と平仄をとりつつ、一般的な標準契約書案を作成、公表し、個別の事業分野ごとの標準契約の作成を促すこととする（別添 - 2）。

3) リスクマネジメント等についての考え方の整理

リスクマッピングやリスクワークショップの考え、具体のリスク管理手法、リスクが顕在化する場合の基本的なあり方等、本来実務的におさえるべき事項を含めたマニュアル等実務的な規範の整備をはかる。

4) より透明性が高く民間の創意工夫が生かせる入札プロセスの実現

透明性の確保

本年6月に改定された「P F I事業実施プロセスに関するガイドライン」の趣旨を周知徹底するとともに、非落札者に対し発注者が落選理由について、対面かつ口頭で説明する英国におけるデブリーフィング等も参考にしつつ、非落札者に対する落選理由等にかかわる具体的な説明のあり方等について「P F I事業実施プロセスに関するガイドライン」に位置付ける（別添 - 3）。

対話手法の充実

平成18年11月に関係省庁連絡会議幹事会申し合わせがなされたと

ころであるが、この対話方式等についてより広範に現場に浸透させるとともに、具体的な手法について「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」等に盛り込む。

より民間の創意工夫が生かせる入札プロセス

より民間の創意工夫を生かし要求水準書に示された価値(VFM)以上の価値を実現するため、英国におけるヴァリアントビッド等も参考にしつつ、具体的なあり方について検討する(別添-4)。

5) 運営段階における課題に対する適切な対応

制度変更、技術革新等に伴う当初定めた要求水準書の内容の変更に適切に対応するメカニズムの導入

ベンチマーキング又はマーケットテストも含め、具体的なメカニズムにつき検討し、標準契約書案の内容として示していく。

事業の運営が適切になされるようなモニタリング、支払いメカニズムの充実

要求水準書で具体的なサービスレベルとモニタリングの基準を示し、契約書案に示された支払いメカニズムと一体として作成し、入札段階で示すべきものであること、また、この際、サービスレベルを把握する指標としては、施設のアベイラビリティ(利用可能性)とサービスのパフォーマンス(業績)という2つがあることを「モニタリングに関するガイドライン」に明確に位置付ける(別添-5)。

特にBOTにおけるユニタリーペイメントについて積極的導入をはかるとともに、あわせてインセンティブのあり方等支払いメカニズムの充実に向けた検討を行い、必要な事項につき標準契約書案に位置付ける(別添-6)。

建設段階におけるモニタリングの実施方法等について、「モニタリングに関するガイドライン」に位置付けることの必要性について検討する。

中立的な裁定機関の必要性

英国の標準 P F I 契約や国際コンサルティング・エンジニアリング連盟（ F I D I C ）が発行している土木建設契約約款においては、両当事者間に加え中立的な専門家が入り調整する仕組みを契約で位置付けることとしており、これらを参考として、今後、 P F I の標準契約書案において、紛争処理の仕組みを位置付ける（別添 - 7 ）。

事業期間終了後の課題に対する対応

事業期間終了時についての課題につき、現況を把握し整理するとともに、具体的な対応策について検討する。

6）他の官民連携手法とのノウハウの共有、活用及び必要な調整の実施

関係省庁から構成される「官民連携手法に関する関係省庁連絡協議会」において、地方公共団体等の現場で生じている官民連携手法に関する実務上の課題について早急の実態把握を行うこと、 P F I と指定管理者制度の併用その他官民連携手法に関する実務上の課題等について連携して助言等を行っていくこと、地方公共団体等から問い合わせがあった場合に、例えば内閣府民間資金等活用事業推進室が責任をもって担当省庁に確認して質問者に回答すること等の検討を行う（別添 - 8 ）。

7）税制、補助金等の支援措置のイコールフットィングの必要性

税制、国庫補助金等の制度が P F I 導入の阻害要因とならないようイコールフットィングの確保に努める。

8）現下の政策課題への対応

地球環境温暖化防止対策

地球環境温暖化対策につき明確に位置付ける旨標準化された要求水準書に示すとともに、審査基準に温室効果ガス等の削減への配慮を示すべきことにつき普及啓発をはかる。

また、光熱水費につき原則としてPFI-LCCに算入すべきことにつき、ガイドライン等で位置付ける。

2. 中長期的な課題として対応すべきもの

- 1) VFM評価については、PFIのまさに核となる考え方であり、本年6月に公表された「VFMに関するガイドラインの一部改定及びその解説」に示されているとおり、今後の検討保留事項とされた事項その他必要な事項について、その検討を継続的に行う必要がある。
- 2) ファイナンス手法のあり方については、今後の経済動向を見据えた上で、選択肢をできる限り広く、ひいては市場を拡大していく観点から、今後とも継続的に検討を行う必要がある。
- 3) PFIの市場の拡大に向けた検討がなされるべきであり、行政の果たすべき責任について留意しつつ、相応の規模、適切な民間リスク移転のある案件が供給されることが必要であるとの指摘がある。PFIの今後の更なる展開を見据え、このような指摘を踏まえた検討を行う必要がある（別添-9）。
- 4) 我が国のPFIの発展にコンサルタントが果たした役割は少なからず大きいと考えられる。公共施設等の管理者等のPFIリピーターは少数にとどまるのが現状である今日、事業にかかわるノウハウの移転、グッドプラクティスの伝承等はコンサルタントをはじめとした数多くの事業経験のある民間事業者によって実質的になされてきた部分が多いと考えられる。

今後のPFIの更なる発展を考えたとき、諸外国の状況を参考としながら、コンサルタントの役割、必要な制度環境を整えることについて検討し、コンサルタントの今後の役割等につき再認識することが必要である。
- 5) 様々なノウハウを有する海外企業が我が国の市場の新たなプレーヤーになることは、我が国のPFIの発展にとっても歓迎すべきものと考えられる。

このため、より国際標準に即したルールの導入、透明度の高い事業プ

プロセスの促進等、海外企業にも活用しやすいPFI制度の活用環境の整備等をはかる必要がある。

- 6) PFI事業に関するサポート組織については、英国のみならず韓国にも存在するところであり、今後、これらも参考としながら、我が国における体制のあり方について検討していく必要がある(別添-10)。